

令和 4 年 5 月 2 7 日

質 問 回 答 書

郡山市長 品川 萬里

業務名	「郡山を知る・見る・食べる」発信業務	
質問内容	回答内容	
<p>制作した動画の使用期限はございますか（出演者の肖像権処理などのため伺います）。</p>	<p>最低でも令和 7 年 3 月 3 1 日まで動画の使用を考えていることから、著名人などの起用の際は、その点にご留意願います。また、長期的に市の PR 素材として使用できることが望ましいと考えています。</p>	
<p>実施要領 p3 「7 企画提案書の作成及び提出」のすぐ下の行「(全て法人名を表記したもの 1 部、法人名を表記しないもの 1 部) 計 8 部を提出すること。）」 →「法人名を表記しないもの 7 部」が正しいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり誤記載であり、申し訳ありません。 正) p3 7 企画提案書の作成及び提出 提案参加者は、次に掲げる書類（全て法人名を表記したもの 1 部、法人名を表記しないもの <u>7 部</u>）計 8 部を提出すること。 なお、修正した実施要領をウェブサイトに掲載しております。</p>	
<p>仕様書の「5 業務内容」について「(2) 動画の制作」と、「(3) ターゲット等に対する動画の発信」における費用の割合はどの程度を想定しておられますか。</p>	<p>配分については、参加提案者が目的を達成するために最も効果的だと考える費用配分で提案していただいて構いません。</p>	

様式 1

<p>業務内容(3) ターゲット等に対する動画の発信「ア ターゲットに対し、波及効果が高い手法を用いて、制作した動画を発信すること。」とあるが、これは、例えば「起用する出演者の公式 Youtube チャンネルの活用」などを指すのか。</p>	<p>お示しいただいた内容も発信方法の一つであると考えます。そのほか、SNS 広告の活用やターゲットが情報を得ているメディアへの露出など、ターゲットに波及効果が高い手法は、制作する動画の性質によっても多種多様と考えられます。</p>
--	--